特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	児童手当の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
飯山市教育委員会は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
飯山市教育委員会

公表日
令和6年12月1日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、対象者の資格管理、現況届受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当受給者、対象者の資格の確認、受給者及び配偶者の所得情報の確認 ②現況受付の確認 ③年金情報の確認 ④支払事務に係る情報（公金受取口座を含む）の確認 ⑤統計処理の確認 ⑥電子申請機能による申請の受理、確認
③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、電子申請機能（マイナポータル、ながの電子申請サービス）

2. 特定個人情報ファイル名
児童手当情報ファイル、電子申請データ

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表81の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　42、125、141、161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　106、107の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育部子ども育成課
②所属長の役職名	子ども育成課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	飯山市総務部総務課　長野県飯山市大字飯山1110-1　電話0269-62-3111（代表）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	飯山市教育委員会教育部子ども育成課　長野県飯山市大字飯山1110-1　電話0269-62-3111（代表）

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面での人為的ミスの発生リスクに対し、マイナンバー入り書類の郵送時には宛先や特定個人情報の誤送付を防ぐためのダブルチェックを行い、特定個人情報を含む書類やUSBメモリを施錠可能な書棚で保管するなどの対策を取っている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童手当システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。 また、アクセスログを記録し、不正なアクセスがないことを確認している。 これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	Ⅱ.1対象人数の時点	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ.2取扱者数の時点	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅰ.4.②法令上の根拠	・番号法第19条第7項　別表第二	・番号法第19条第8号　別表第二	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ.1対象人数の時点	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ.2取扱者数の時点	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和6年12月1日	Ⅰ.1.①事務の名称	児童手当等の支給に関する事務	児童手当の支給に関する事務	事後	
令和6年12月1日	Ⅰ.1.②事務の概要	児童手当法に基づき、以下の事務を実施する。住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等にあたっては、所得要件の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。	児童手当法に基づき、対象者の資格管理、現況届受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当受給者、対象者の資格の確認、受給者及び配偶者の所得情報の確認 ②現況受付の確認 ③年金情報の確認 ④支払事務に係る情報（公金受取口座を含む）の確認 ⑤統計処理の確認 ⑥電子申請機能による申請の受理、確認	事後	
令和6年12月1日	Ⅰ.1.③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ながの電子申請サービス	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、電子申請機能（マイナポータル、ながの電子申請サービス）	事後	
令和6年12月1日	Ⅰ.2特定個人情報ファイル名	受給者ファイル・児童ファイル	児童手当情報ファイル、電子申請データ	事後	
令和6年12月1日	Ⅰ.3個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表81の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事後	
令和6年12月1日	Ⅰ.4.②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）：（26,30,87項） （別表第二における情報照会の根拠）：（74,75項）	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　42、125、141、161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　106、107の項	事後	
令和6年12月1日	Ⅰ.7.請求先	飯山市総務部庶務課　長野県飯山市大字飯山1110-1　電話0269-62-3111（代表）	飯山市総務部総務課　長野県飯山市大字飯山1110-1　電話0269-62-3111（代表）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月1日	Ⅱ.1対象人数の時点	令和3年4月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月1日	Ⅱ.2取扱者数の時点	令和3年4月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月1日	Ⅳ.8人手を介在させる作業	—	項目追加	事後	
令和6年12月1日	Ⅳ.11最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目追加	事後	